

インド

2024 年度 外部事後評価報告書
海外投融資「中小零細事業者支援事業」

外部評価者：OPMAC 株式会社 飯田 利久

1. 事業の概要



事業位置図（出典：
Mapz.com(©OpenStreetMap contributors)



借入人からの融資で購入されたプラスチック加工用の造形機械（出典：評価者撮影）

1.1 事業概要

インドで登録されている零細中小企業 (Micro, Small, and Medium Enterprises、以下「MSMEs」という) は 2016 年では 6,338 万社存在し、このうち零細企業が 99.4%、小企業が 0.5%、中企業が 0.1%を占めていた¹。MSMEs はインド経済の中で重要な役割を担い、GDP の 31%、輸出の 45%を占め、124 百万人 (総人口の約 10%) の雇用を創出している。一方、MSMEs の金融へのアクセスは限定的であり、国際金融公社の報告書では、資金ギャップは 3,975 億ドル (GDP の約 15%) と大きく、また MSMEs の資金ギャップのうち 24%が貧困州で生じていた²。このような課題を解決するため、インド政府は、「3 年行動計画 (2017/18～2019/20)

(Three Year Action Agenda 2017-18 to 2019-20)」や毎年度の中央政府予算に MSMEs の資金調達支援等に係る様々な支援策を盛り込んでいた。本事業は、インド農村部及び準都市部を中心に活動するインドの大手ノンバンク金融会社である Mahindra & Mahindra Financial Service Limited (以下、「MMFSL 社」という) に対して、MSMEs 向け融資のための長期融資を行うことにより、特に貧困州の MSMEs の金融アクセスを改善し、もって同国の地域間格差の是正及び持続的経済成長に寄与することを目的としていた。

2. 調査の概要

2.1 外部評価者

飯田 利久 (OPMAC 株式会社)

¹ インド中小零細企業省

² IFC (2018), *Financing India's MSMEs, Estimation of Debt Requirement of MSMEs in India*

2.2 調査期間

今回の事後評価にあたっては、以下のとおり調査を実施した。

調査期間：2024年8月～2026年1月

現地調査：2025年1月19日～2月4日、2025年5月25日～5月30日

2.3 評価の制約

(1) 効率性の評価判断

効率性の評価について、①アウトプットは、本事業では、借入人において JICA 融資資金の別勘定管理は行わないことから、本事業の融資資金を原資としたエンドユーザーへの融資金額や件数の把握はできないため、事後評価開始時では借入人全体の MSMEs 向け融資の件数と融資額としたが、借入人のデータ整理等の理由により最終的には借入人全体の MSMEs 向け融資残高の推移とした。②事業費については、JICA 融資額の計画/実績比較をもって評価判断を行った、③事業期間については、融資契約締結時を事業開始、JICA の貸付実行期限を計画の事業完了とし、JICA からの貸付完了日を実績の事業完了日として評価判断を行った。

(2) 情報収集の制約

本事業の対象州 14 州³のうち実際にエンドユーザーへのインタビューを実施したのは、地域性、一人当たり GDP、MSMEs 向け融資残高を考慮した 4 州（マディヤ・プラデーシュ州、ウッタル・プラデーシュ州、アッサム州、ビハール州）の 7 支店における 16 エンドユーザーであった。定性的効果やインパクト等の裨益状況は、これらの限定的な数の面談を通じて確認していることから、必ずしも得られた情報が代表性を有していない可能性があることに留意する必要がある。

(3) 定量的効果指標の定義

本事業の定量的効果指標は、①MSMEs 向け融資残高及び②対象州の MSMEs 向け融資残高である。融資契約締結後の 2020 年 7 月に、インド政府の MSMEs 定義変更があり、それに伴い借入人の MSMEs に係る融資データ整理も、新定義に基づく MSMEs 分類へと変更されたが、その際、指標に係る基準値や目標値は変更されなかった。そのため、本事後評価では、2020 年 7 月の MSMEs 定義変更及び新型コロナウイルス感染症（以下、「COVID-19」という）の影響及び借入人のデータ整理の状況も考慮し、新 MSMEs 定義に基づき MSMEs として中小零細企業省登録システム（Udyam online MSME registration

³ 本事業の対象州は、アッサム州、ビハール州、チャティスガール州、ヒマーチャル・プラデーシュ州、ジャールカンド州、マディヤ・プラデーシュ州、マニプール州、メガラヤ州、ミゾラム州、オディシヤ州、ラジャスタン州、シッキム州、ウッタル・プラデーシュ州、ウットラカンド州の東部、北東部、北部の 14 州。

portal) に登録された MSMEs (以下、「登録 MSMEs」⁴という) 向けの融資残高を指標定義とし、新定義下でのデータ集計が可能な 2023 年 3 月末の融資残高を基準値として、当初の目標値設定の考え方をういて目標値 (2025 年 3 月末) を再設定して、目標値と実績値の比較を行った。

3. 結論

本事業は、インドにおいて、借入人への長期融資を行うことにより、特に貧困州の MSMEs の金融アクセスを改善し、もって同国の地域間格差の是正及び持続的経済成長に寄与することを目的としていた。評価結果は、以下のとおりである。

妥当性: 審査時、事後評価時のいずれもインド政府による MSMEs の金融アクセス改善に向けた施策が実施されており、本事業は相手国の開発政策と整合性を有する。事後評価時、インド経済における MSMEs セクターの重要度は増加している一方、MSMEs の資金ギャップは依然として存在していると推計され、開発ニーズにも整合している。本事業の借入人はインド全国に多くの支店を有し、特に農村部や準都市部に高いプレゼンスを有し、従来から MSMEs 向け融資を実施していることから、事業目的達成に向けたロジックには問題ないと判断され、事業計画やアプローチも適切である。

整合性: 本事業は、審査時における日本の開発協力量針との整合性が認められる。JICA 他事業と連携は認められなかったが、協調融資行との連携や国際的枠組みと整合性について、当初想定した連携・調整がなされ成果が確認できた。インドでの MSMEs 向け融資に占めるノンバンクのシェアの高さ、借入人の農村部や準都市部でのプレゼンスの高さ、借入人の資金調達ニーズ、本邦の民間資金動員等から海外投融資による支援の必要性も確認された。

効率性: 本事業のアウトプットについて、2023 年度以降の毎年度末の対象州向けの MSMEs 融資残高は JICA 融資額以上に増加した。事業費実績は計画どおりであり、事業期間は計画内に収まった。

有効性: 本事業の事前評価時に設定された定量的効果指標 (全州 MSMEs 向け融資残高及び対象州 MSMEs 向け融資残高) はいずれも達成された。本事業実施時期は COVID-19 蔓延の時期と重なったが、その影響によるインド金融市場の低い流動性の中において、本事業のような長期融資は借入人の貸出余力の増加や、借入人から融資を得たエンドユーザーの借入資金による車両・機械購入、店舗や工場拡張等のビジネス拡大が確認された。また、借入人の既存顧客又は潜在顧客に対する金融取引に係る基礎知識向上に対する活動や MSMEs の登録支援、適正な財務諸表作成に

⁴ 登録 MSMEs は、インド政府が MSMEs 向けに発行する公式な登録証明書 (Udyam Registration Certificate) を取得し、この証明書取得により政府の支援策や優遇措置を受けることが可能となる。

係る啓蒙活動が、これら顧客の資金アクセスの改善に一定程度寄与していることが確認された。

インパクト：エンドユーザーの借入資金を利用したビジネス活動拡大により、地域コミュニティでの雇用機会拡大、所得増加機会の提供や生活利便性向上に一定の効果があったと考えられる。また、借入人は CSR 活動を通じて低所得コミュニティ等に対して金融取引に係る基礎知識やデジタル技術の基礎的理解や活用に係る能力のためのプログラムを実施しており、社会・経済面での貢献が確認された。

持続性：事後評価時、インド政府の MSMEs 向け支援は継続しており、引き続き政策・制度面で本事業との整合性が見られる。借入人は全国に支店網を有し、融資審査・管理・回収体制も特に問題は認められない。職員に対しては継続的に研修が実施されまた職員は顧客との十分なコミュニケーションや適宜の対応等において十分なスキルを有していると考えられる。事後評価時点での財務面及び環境社会配慮面ともに特段の問題は認められない。事前評価時に想定されたノンバンクセクターや自動車ローン市場の低迷等のリスクの短期的発現可能性も低い。

以上

・本評価結果の位置づけ

本報告書は、より客観性のある立場で評価を実施するために、外部評価者に委託した結果を取り纏めたものです。本報告書に示されているさまざまな見解・提言等は必ずしも国際協力機構の統一的な公式見解ではありません。本報告書は、国際協力機構又は外部評価者による法務、会計、税務その他の専門的な助言又はサービスの提供を意図しているものではありません。国際協力機構又は外部評価者は、本報告書に掲載されている全ての情報について完全性、正確性、適時性を保証するものではなく、情報の誤り、欠落、掲載されている情報の使用に起因して生じる結果に対して一切の責任を負わないものとします。いかなる場合にも国際協力機構の役職員及び外部評価者は、本報告書に掲載されている情報に基づいて行われた決定又は採用された措置に関して、いかなる方に対しても一切の責任を負いません。また、外部評価者と国際協力機構あるいは事業実施主体等の見解が異なる部分に関しては、国際協力機構あるいは事業実施主体等のコメントとして評価結果の最後に記載することがあります。本報告書に記載されている内容は、国際協力機構の許可なく、転載できません。